

平成九年政令第三百四十六号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
- 二 社会資本整備総合交付金

（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限る。）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

（第二種事業）

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条 法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

第十四条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十五条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十六条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

（法第二十五条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十七条 第二十五条第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
- 二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

**第十九条** 法第三十三條第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

**第二十條** 法第三十八條の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

**第二十一條** 法第三十八條の五の政令で定める期間は、九十日とする。

（都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例）

**第二十二條** 法第三十八條の六第一項又は第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九條の規定の適用については、同条中「法第三條の六」とあるのは、「法第三十八條の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三條の六」とする。

**第二十三條** 法第三十八條の六第一項又は第四十條第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第十條から第二十一條までの規定の適用については、第十條第一項中「法第十條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第十條第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第十一條の見出し及び同条中「法第十條第四項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第十條第四項」と、第十二條第一項中「法第二十條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項」と、第十三條第一項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六條第一項とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、第十六條中「法第二十四條」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四條」と、第十七條中「法第二十八條ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八條ただし書」と、第十八條の見出し及び同条第一項中「法第三十一條第二項」とあるのは「法第四十條第二項及び第四十三條第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一條第二項」と、同項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、法第六條第一項とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同条中「法第六條第一項」とあるのは「法第四十條第二項の規定により読み替えて適用される法第六條第一項」と、第二十一條中「法第三十八條の五」とあるのは「法第四十條の二の規定により読み替えて適用される法第三十八條の五」と、別表第二及び別表第三中「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業の」と、同条中「都市計画決定権者から」とあるのは「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき区域」とする。

**第二十四條** 法第四十六條第二項の政令で定める事業者は、次に掲げる者とする。

一 対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む。）の長

二 法第二條第二項第二号ハに規定する法人

（対象港湾計画の要件）

**第二十五條** 法第四十八條第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 港湾計画の決定であつて、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

（対象港湾計画に関する手続）

**第二十六條** 第十二條第一項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十條第一項の政令で定める期間について準用する。

2 第十條第二項の規定は、前項において準用する第十二條第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第十條第二項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。

3 法第四十八條第二項において準用する法第二十一條第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

4 法第四十八條第二項において準用する法第二十一條第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

5 前二項の規定は、法第四十八條第二項において準用する法第二十八條ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八條第二項において準用する法第二十八條ただし書の政令で定める修正について準用する。

6 法第四十八條第二項において準用する法第三十一條第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について法第四十八條第二項において準用する法第十五條の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

7 法第四十八條第二項において準用する法第三十一條第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

（法第五十四條第一項の政令で定める軽微な変更等）

**第二十七條** 第十八條第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業の」とあるのは「事業の」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

附則 この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成九年十二月十二日）から施行する。

附則（平成九年二月一〇日政令第三五三三号）抄

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十年六月十七日）から施行する。

附則（平成一〇年八月二二日政令第二七三三三号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附則（平成一〇年二月二八日政令第四一七号）

この政令は、環境影響評価法の施行の日（平成十一年六月十二日）から施行する。

附則（平成一一年三月三一日政令第二二六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年九月二九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一二年二月三日政令第三八七号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月二七日政令第四三二二号）抄

第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三一三三三号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年一〇月一八日政令第四五七号）抄

第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年十月二十日）から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二二二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年七月二四日政令第三二二九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月二五日政令第四三三八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日政令第四四九号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一五年二月五日政令第四八九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則（平成一七年六月二日政令第二〇三三三三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日政令第三二二二二二号）抄

この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月二十四日）から施行する。

附則（平成一七年二月二二日政令第三七五五号）抄

1 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十七年十二月二十二日）から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第二二七号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一三〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（経過措置）

第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業（以下この条において「第一種事業」という。）又は同法第二条第三項に規定する第二種事業（以下この条において「第二種事業」という。）となる事業であつて、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業（この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。）については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

附則（平成二二年二月二二日政令第二四八号）抄

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二三年七月二九日政令第二四一四号）抄

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年八月二日）から施行する。

附則（平成二三年一〇月一四日政令第三一六号）抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十三年一月一六日政令第三四〇号）  
 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二十三年一月二八日政令第三六四号）  
 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附則（平成二十四年九月二六日政令第二五二号）抄  
 (施行期日)  
**1** この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月〇月二四日政令第二六五号）抄  
 (施行期日)  
**1** この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附則（平成二十六年五月一六日政令第一八四号）  
 この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。

附則（平成二六年一月一六日政令第三三四号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月二四日政令第四四一号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年二月一七日政令第四三三号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二八年九月三〇日政令第三二二号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三一年三月二五日政令第六一号）  
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月五日政令第五三三号）  
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月四日政令第一八三三号）  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

附則（経過措置）  
**第二条** この政令による改正前の環境影響評価法施行令（以下この条及び次条第一項において「旧令」という。別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当する事業のうちこの政令による改正後の環境影響評価法施行令（同条第一項において「新令」という。）別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項若しくは力の第三欄に掲げる要件に該当する事業であつて、この政令の施行前に環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の四第一項（法第三条の十第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定による公表又は法第四条第一項の規定による届出若しくは同条第六項の規定による通知が行われたものに係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

**第三条** 旧令別表第一の五の項若しくは力の第二欄に掲げる要件に該当する事業のうち新令別表第一の五の項若しくは力の第二欄若しくは力の第三欄に掲げる要件に該当しないもの又は旧令別表第一の五の項若しくは力の第三欄に掲げる要件に該当する事業（前条に規定する事業を除く。

以下「手続未着手事業」という。）を令和四年九月三十日までに実施しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、事業の規模、事業が実施されるべき区域その他の経済産業省令で定める事項及び経済産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を経済産業大臣に書面により届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る手続未着手事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定して、法（第二章を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続（以下「法定環境影響評価等」という。）が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを尊重して、第一項の規定による届出の日から起算して六十日以内に、当該届出に係る手続未着手事業について法定環境影響評価等が行われる必要があるかどうかの判定を行い、当該判定の結果及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び前項の都道府県知事に通知するものとする。

4 第一項に規定する者は、前項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がある旨の通知が行われたるまでは、手続未着手事業（第七項の規定により法第二条第四項に規定する対象事業とみなされたものを除く。）を実施してはならない。

5 第一項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、経済産業大臣に書面により通知することにより、第三項の規定による判定を受けることなく法定環境影響評価等を行うことができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る手続未着手事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事に当該通知に係る書面の写しを送付するものとする。

7 第三項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がある旨の通知が行われた手続未着手事業及び第五項の規定による通知に係る手続未着手事業については、法第二条第四項に規定する対象事業とみなして、法（第二章を除く。）及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定を適用する。

**第四条** 手続未着手事業を実施しようとする者（前条第一項に規定する者を除く。）は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に、同項の規定の例による届出を行うことができる。

2 前項に規定する者は、令和四年九月三十日までの間、経済産業大臣に前条第五項の規定の例による通知を行うことにより、法定環境影響評価等を行うことができる。

3 前条第二項から第四項まで及び第七項の規定は第一項の規定による届出に係る手続未着手事業について、同条第六項及び第七項の規定は前項の規定による通知に係る手続未着手事業について、それぞれ準用する。

**第五条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二五日政令第八四号）抄  
 (施行期日)  
**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三二日政令第一六七号）抄  
 (施行期日)  
**1** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

| 項  | 第一 | 第二  | 第一種事業の要件 | 法律の規定                          |
|----|----|---|----------|--------------------------------|
| 第一 | イ  | 高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道の新設の事業 | 第一種事業の要件 | 事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）が国土交 |















|                            |  |   |
|----------------------------|--|---|
| 三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業 | 貯水区域の位置  | 新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の二十パーセント未満であること。  |
| 四 別表第一の二の項のヘからヨまでに該当する対象事業 | コンクリートダム又はフィルダムの別<br>湛水区域の位置   | 新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であること。  |
| 五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業      | 固定堰又は可動堰の別<br>湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域（以下「湖沼開発区域」という。）の位置   | 新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が修正前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。   |
| 六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業      | 放水路の区域の位置  | 新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。   |
| 七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業 | 鉄道の長さ  | 鉄道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。   |
| 八 別表第一の三の項のホ又はへに該当する対象事業   | 本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置<br>本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数<br>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度<br>鉄道の長さ | 修正前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域となること。<br>本線路の増設がないこと。<br>鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。<br>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業    | 軌道の長さ  | 軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。   |
| 十 別表第一の四の項に該当する対象事業         | 本線路施設区域の位置<br>本線路の数<br>軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度<br>滑走路の長さ   | 修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域となること。<br>本線路の増設がないこと。<br>軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。<br>滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。  |
| 十一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業 | 飛行場及びその施設の区域の位置<br>発電所又は発電設備の出力<br>ダムの貯水区域の位置<br>堰の湛水区域の位置   | 新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。<br>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。<br>新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。<br>新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。 |
| 十二 別表第一の五の項のホ又はへに該当する対象事業   | ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別<br>発電所又は発電設備の出力<br>対象事業実施区域の位置<br>原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別<br>燃料の種類<br>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のもの別 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。<br>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域となること。   |
| 十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業   | 発電所又は発電設備の出力<br>対象事業実施区域の位置  | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。<br>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。   |
| 十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業   | 発電所又は発電設備の出力   | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。  |

|                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| <p>十五 別表第一の五の項のル又はハに該当する対象事業</p>   | <p>対象事業実施区域の位置</p>   | <p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>                |
| <p>十六 別表第一の五の項のワ又はカに該当する対象事業</p>   | <p>発電所の出力</p>  | <p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>                |
| <p>十七 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>        | <p>埋立処分場所の位置</p>   | <p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>                |
| <p>十八 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>        | <p>埋立干拓区域の位置</p>   | <p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>                |
| <p>十九 別表第一の八の項から十の項までに該当する対象事業</p> | <p>施行区域の位置</p>   | <p>新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>     |
| <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>造成に係る土地の位置</p>  | <p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>  |
| <p>別表第三(第十八条関係)</p>                | <p>事業の諸元</p>   | <p>手続を経ることを要しない変更の要件</p>  |
| <p>一 別表第一の一の項のイか道路の長さ</p>          | <p>道路の長さ</p>   | <p>道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>   |
| <p>二 別表第一の一の項のロ</p>                | <p>対象事業実施区域の位置</p>   | <p>変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>                 |
| <p>三 別表第一の一の項のハ</p>                | <p>車線の数</p>  | <p>車線の数が増加しないこと。</p>  |
| <p>四 別表第一の二の項のイ</p>                | <p>固定堰又は可動堰の位置</p>   | <p>堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。</p>                                     |
| <p>五 別表第一の二の項のロ</p>                | <p>貯水区域の位置</p>   | <p>新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。</p>                        |
| <p>六 別表第一の二の項のハ</p>                | <p>コンクリートダム又はファイルダムの別位置</p>  | <p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>                |
| <p>七 別表第一の二の項のニ</p>                | <p>林道の長さ</p>   | <p>林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>   |
| <p>八 別表第一の二の項のイ</p>                | <p>対象事業実施区域の位置</p>   | <p>変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>                |
| <p>九 別表第一の二の項のロ</p>                | <p>林道の設計の基礎となる自動車の速度</p>   | <p>林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。</p>                                     |
| <p>十 別表第一の二の項のハ</p>                | <p>トンネル又は橋を設置する区域の位置</p>   | <p>トンネル又は橋の長さが増加しないこと。</p>  |
| <p>十一 別表第一の二の項のニ</p>               | <p>設置する区域の位置</p>   | <p>トンネル又は橋の長さが増加しないこと。</p>  |
| <p>十二 別表第一の二の項のイ</p>               | <p>設計速度</p>  | <p>設計速度が増加しないこと。</p>  |
| <p>十三 別表第一の二の項のロ</p>               | <p>盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別</p>  | <p>盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別の構造が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>     |
| <p>十四 別表第一の二の項のハ</p>               | <p>別</p>   | <p>変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジを連結させるための等区域とならないこと。</p> |
| <p>十五 別表第一の二の項のニ</p>               | <p>高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置</p> | <p>変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジを連結させるための等区域とならないこと。</p> |

|                                     |                   |   |
|-------------------------------------|-------------------|---|
| <p>五 別表第一の二の項の次に該当する対象事業</p>        | <p>湖沼開発区域の位置</p>  | <p>新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。</p> |
| <p>六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業</p>        | <p>放水路の区域の位置</p>  | <p>新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。</p>                   |
| <p>七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業</p>   | <p>鉄道の長さ</p>      | <p>鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>   |
| <p>八 別表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>     | <p>本線路施設区域の位置</p> | <p>変更前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。</p>                  |
| <p>九 別表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業</p>     | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一〇 別表第一の四の項に該当する対象事業</p>         | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一一 別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一二 別表第一の六の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一三 別表第一の七の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一四 別表第一の八の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一五 別表第一の九の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一六 別表第一の十の項のイからニまでに該当する対象事業</p>  | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一七 別表第一の十一の項のイからニまでに該当する対象事業</p> | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一八 別表第一の十二の項のイからニまでに該当する対象事業</p> | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |
| <p>一九 別表第一の十三の項のイからニまでに該当する対象事業</p> | <p>本線路の長さ</p>     | <p>本線路の増設がないこと。</p>   |

|                                       |   |                                       |  |                                    |   |                                     |   |                                    |   |                                    |   |                                    |   |                                    |   |                                    |   |                                    |   |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|--|------------------------------------|---|-------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------------------|---|
| <p>十二 別表第一の五の項のホ<br/>又はヘに該当する対象事業</p> | <p>減水区間の位置<br/>新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。<br/>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> | <p>十二 別表第一の五の項のホ<br/>又はヘに該当する対象事業</p> | <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。<br/>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>   | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p>  | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> | <p>別表第一の五の項のロ<br/>又はチに該当する対象事業</p> | <p>燃料の種類<br/>冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別<br/>年間燃料使用量<br/>ばい煙の時間排出量<br/>煙突の高さ<br/>温排水の排出先の水面又は水中の別<br/>放水口の位置<br/>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p> |
| <p>十六 別表第一の五の項のワ<br/>又はカに該当する対象事業</p> | <p>対象事業実施区域の位置<br/>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。<br/>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>  | <p>十七 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>           | <p>発電設備の位置<br/>埋立処分場の位置<br/>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別<br/>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。</p> | <p>十八 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>        | <p>埋立干拓区域の位置<br/>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。</p>   | <p>十九 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業</p> | <p>対象事業実施区域の位置<br/>施行区域の位置<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>   | <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>    | <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>    | <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>    | <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>    | <p>二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>       | <p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。<br/>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>    |                                    |   |

## 別表第四（第十九条関係）

|   |  |
|---|--|
| <p>一 法第三十土地改良法第八条第四項（同法第四十八条第九項、第九十五条第三項又は第九十五条第三条第二項の二第三項において準用する場合を含む。）、鉄道事業法第八条第二項（同法第九条第一号の法律の二項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、又は同法第十二条第四項規定であつてにおいて準用する場合を含む。）、航空法第三十九条第一項（同法第四十三条第二項に政令で定める）において準用する場合を含む。）、並びに土地区画整理法第九条第一項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第二十一条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、及び同法第五十一条の九第一項（同法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>二 法第三十道路整備特別措置法第三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項第三項及び第十二条第五項、水道法第八条第一項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）、及び同法第二十八条第一項（同法第三十条第二項において準用する場合であつてる場合を含む。）、工業用水道事業法第五条（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の二第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）、及び同法第十五条の二第一項（同法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）並びに都市計画法第六十一条（同法第六十条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 法第三十道路整備特別措置法第十条第四項及び第十二条第六項、道路法第七十四条、河川法第三条第二項第七十九条第一項、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項、全国新幹線鉄道整備法三号の法律の第九条第一項及び附則第十一項、軌道法第五条第一項並びに土地区画整理法第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第一項及び第七十一条の三第十四項政令で定めるもの</p> |
|---|--|